

批准	条約名	採択日	発行日	内容
	奴隷条約	1926.9.25	1927.3.9	奴隷取引の禁止、奴隷制度の完全な撤廃、強制労働の防止のために必要な措置をとることを定める
	奴隷条約改正議定書	1953.12.7	1953.12.7	奴隷条約の規定のうち、国際連盟を国際連合に置き換えるための改正。
	ジェノサイド防止条約	1948.12.9	1951.1.12	集団の構成員への殺害、精神的肉体的な重大な侵害、肉体的破壊をもたらすような生活の強制、出生の妨害、児童の強制移住を処罰する国内立法の義務について定める。
	無国籍者の地位に関する条約	1954.9.28	1960.6.6	自国の領域内の無国籍者に、宗教の自由、初等教育、公的教育、労働基本権については自国民と同様の待遇を、経済的自由については外国人に対するより不利でない待遇を与える義務について定める。
	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約	1956.9.7	1957.4.30	債務奴隷制度、農奴制度、対価と引き換えの婚姻、児童売買の完全な廃止をできる限り速やかに実現するための措置をとり、また、奴隷輸送に加担する行為、奴隷の地位にある者に対して身体に烙印を押す行為、他の者を奴隷にする行為を刑事犯罪とすることを定める。
	既婚女性の国籍に関する条約	1957.2.20	1958.8.11	外国人との結婚・離婚及び夫の他の国籍取得・放棄は妻の国籍に影響を及ぼさず、また、締約国は外国人妻自身の要請により特権的に夫の国籍を取得することができることに同意することを定める。
	無国籍の減少に関する条約	1961.8.30	1975.12.13	無国籍者を減少させるために、締約国は国籍を認めなければ無国籍となる場合は、領域内に生まれた者および領域内に生まれなくても片親が国籍を有していれば、その者にも国籍を付与すること等を定める。◆未批准の理由：「条約の第1条のうち主に第2項でございませうけれども(a)号、(b)号の)国籍付与の考え方がこのままで取り入れるということは少し我が国の国籍法の全体とうまくそぐわないのではなからうか」(枇杷田泰助法務省民事局長 参・法 昭59.5.10)との国会答弁。
	婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約	1962.12.10	1964.12.9	婚姻の成立には両性の自由な合意のほか公示と当局及び証人の面前での両人自身の表明を必要とすることを定める。また、締約国が婚姻の最低年齢を明示する措置をとること、婚姻を記録する公式記録簿を設置することを定める
○	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21	1969.1.4	1995.12.15。第14条(個人通報)の受託宣言せず。第4条a項、b項(差別扇動の処罰等)の留保。
○	市民的及び政治的権利についての国際規約(自由権規約)	1966.12.16	1976.3.23	1979.6.21。第22条2項の団結権制限につき、「警察官」に「消防職員」を含むとする解釈宣言。
	市民的及び政治的権利についての国際規約についての選択議定書	1966.12.16	1976.3.23	個人通報。◆未批准の理由：「この個人通報制度につきましては、この条約の実施の効果的担保を測るとの趣旨から注目すべき制度であるとは考えますが、他方において、司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題を生ずるおそれもあると考えられます。この問題につきましては、今後の制度の運用状況等を見ながら、規約委員会の最終意見における勧告の趣旨も踏まえて真剣にかつ慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。」(森山眞弓法務大臣 参・法・平13.12.4)との国会答弁。

○	経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)	1966.12.16	1976.1.3	1979.6.21。第7条(d)(労働者への休日の報酬の支払い)、第8条1(d)(ストライキ権の保障)の規定に対する留保。第8条2項に対して「警察官」には消防職員も含まれるとする解釈宣言。なお、第13条2(b)及び(c)(中等・高等教育の漸進的無償化)に対する留保は、2012年に撤回された。
	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効の不適用に関する条約	1968.11.26	1970.11.11	国際刑事法上の戦争犯罪と人道に対する罪について、時効を撤廃することを定める。
	アパルトヘイト罪の禁止処罰に関する国際条約	1973.11.30	1976.7.18	締約国がアパルトヘイト罪を禁止防止・処罰するための立法・行政措置を行うこと、国連その他の機関のアパルトヘイト罪禁止防止・処罰に関する決定を実施すること等を定める。
	スポーツにおける反アパルトヘイト国際条約	1985.12.10	1988.4.3	締約国が、アパルトヘイトを実施している国とのスポーツ交流を許さず、協議団体及び個人の選手がそのような交流をしないことを確保するために、財政援助の打ち切り、施設への出入り禁止などの措置を行うことを定める。
○	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18	1981.9.3	1985.6.25
○	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10	1987.6.26	1999.6.29加入。22条(個人通報)の受託宣言せず。
○	子どもの権利に関する条約	1989.11.20	1990.9.2	1994.4.22。第37条C(自由を奪われた児童の取り扱い)への留保と第9条1(父母からの分離の手続き)及び第10条1(家族の再統合に対する配慮)に関する解釈宣言を付している。
	傭兵の募集、使用、資金供与及び訓練を禁止する条約	1989.12.4	2001.10.20	傭兵を募集、使用、財政支援、訓練すること及び戦闘に参加する傭兵は処罰される。締約国が、これらの行為を禁止し、防止及び処罰のための措置をとること、また、これらの行為が行われている場合に、締約国が国連事務総長へ通報すべきことを定める。
	死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(死刑廃止条約)	1989.12.15	1991.7.11	締約国の管轄内での死刑の執行を行わず、死刑を廃止するためにすべての必要な措置をとることを定める。◆未批准の理由:「我が国の死刑制度の存廃、これは刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でありますので、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であると考えておりまして、直ちに同議定書を批准し、死刑を廃止することは適当ではないと考えているからでございます。」(陣内孝雄法務大臣 衆・法 平11.3.19)との国会答弁がある。
	すべての移民労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約(移民労働者条約)	1990.12.18	2003.7.1	合法/違法を問わず、すべての外国人労働者とその家族に自由権的基本権の保障、集団的追放処分の禁止、労働組合への参加権・労働条件において雇用国の市民より下まらない待遇の保障、子どもの教育を受ける権利等を保障することを定める。さらに、正規登録または正規的地位の外国人労働者とその家族について雇用国の市民と平等な扱い等を保障することを定める。

	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に関する選択議定書	1999.10.6	2000.12.22	女子差別撤廃条約(わが国批准済み昭和60年7月1日条約第7号)の選択議定書。女子差別撤廃条約の違反について、個人等の通報制度を規定する。◆批准の障害に関して「いわゆる議定書の中に定める個人通報制度というところが一番問題なんだと思うんですが、条約の実施のいわゆる効果的な担保というんですかね、弁護士用語で言うと... (中略)...注目すべき制度であると考えられるということは確かなんだと思いますが、同時に、これは司法権の独立という話と絡んでくるんで、日本の場合、司法制度との関連で問題が生じるおそれがあるということで慎重に検討すべきであるという指摘もありますので、これらの点につきまして今慎重に検討がなされていると承知をしております。」(麻生太郎外務大臣 参・予算 平18.3.15)との国会答弁がある。
○	武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書(子ども兵士禁止条約)	2000.5.25	2002.2.12	2004.8.2。
○	子どもの売買、子ども売買春、子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書	2000.5.25	2002.1.18	2005.1.24。
	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書	2002.12.18	2006.6.22	締約国内の公設の又は公の管理の下に運営されている拘禁施設について、これらを訪問し改善の勧告などを行う小委員会を国連の下に設置することを定める。◆批准に関する検討状況に関して、「現在、政府といたしましては、この選択議定書に言うところの視察の具体的な態様等、選択議定書の中身と国内法との関係などにつき調査検討しているところでございます。」(石川薫外務省総合外交政策局国際社会協力部長 衆・法 平15.3.18)との国会答弁がある。
△	障害者の権利に関する条約	2006.12.13	2008.5.3	すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を促進・保護・確保すること、並びに障害者の尊厳の尊重を促進することを目的としたもの。
	障害者の権利に関する条約の選択議定書	2006.12.13	2008.5.3	障害者の権利に関する条約によって設置を定められた、障害者の権利に関する委員会の、個人通報制度について規定するもの。
○	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20	2010.12.23	2009.7.23。第31条(個人通報)の受託宣言をせず。この条約では、「強制失踪」を、国の機関等が個人の自由を剥奪する行為で、失踪者の所在等の事実を隠蔽し法の保護の外に置くことと定義する。拉致を含む強制失踪は、国内法上の犯罪であり、広範あるいは組織的失踪を人道に対する罪と規定している。
	経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約選択議定書	2008.12.10	2013.5.5	社会権規約委員会による個人通報制度
	個人通報制度に関わる子どもの権利条約選択議定書	2011.12.19		子どもの権利委員会による個人通報制度

締約国数
99
61
142
63
123
74
35
54
176
167
114

160
54
108
60
187
153
193
32
76
46

104
151
163
69
132
77
39
10
6